

ZEH の判断基準に係る第三者認証料金規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定める「ZEH の判断基準に係る第三者認証業務規程」(以下「規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「当財団」という。)が実施する ZEH の判断基準に係る第三者認証業務に係る認証料金(以下「認証料金」という。)について、必要な事項を定める。

(認証料金)

第2条 規程第11条に規定する認証料金は、別表に掲げるとおりとする。

(認証料金の納入)

第4条 申請者は、認証料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(認証料金を減額するための要件)

第5条 認証料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第31条第1項に定める住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る認証の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (2) 住宅品質確保法第33条第1項に定める住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る認証の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。
- (3) 認証の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 標準設計を用いた複数の住宅に係る認証の申請が、一定期間内に見込めるときで、認証が効率的に実施できると当財団が判断したとき。
- (5) あらかじめ当財団が定める日又は期間内に認証の申請を行ったとき。
- (6) あらかじめ当財団が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(認証料金を増額するための要件)

第6条 認証料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める認証料金に含まれない業務を実施しなければ、認証が行えないと当財団が判断したとき。
- (2) 住宅以外の用途が含まれていることにより、認証に要する時間が想定している認証時間を越えるものとして当財団が判断したとき。

(認証料金の返還)

第7条 納入した認証料金は、返還しない。ただし、当財団の責に帰すべき事由により認証の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則) この規則は平成28年3月16日より施行する。

別表 ZEH の判断基準に係る第三者認証料金

(単位：円)

認証区分	料金 (税抜金額)
当財団で断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の設計住宅性能評価を行った場合	5,000
他機関で断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の設計住宅性能評価を行った場合	10,000
上記以外の場合	40,000

・ 200 m²を超える場合、¥11,000-を加算する。